

# 社会福祉法人鳥取こども学園

## 役員等の報酬及び旅費規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、定款第 8 条及び第 2 1 条並びに第 6 条第 3 号の規定に基づき定める評議員選任・解任委員会運営規則第 1 1 条の規定により、社会福祉法人鳥取こども学園の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員会委員(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

### (報酬の定義)

第 2 条 役員等の報酬とは、報酬及び諸手当とする。

### (役員等の報酬等)

第 3 条 役員等の報酬については、各年度の総額が 7 0 0 万円を超えない範囲で次のとおりとする。

役職名	報酬額
常勤理事長	月額 240,000 円
理事職員以外の理事及び監事	会議等出席 1 回につき、5,000 円
評議員	会議等出席 1 回につき、5,000 円
職員以外の評議員選任・解任委員会委員	会議等出席 1 回につき、5,000 円

2 理事長が常勤の場合は、給与として支給し、諸手当の額は、給与・退職金規程(新)の第 1 1 条(通勤手当)、1 2 条(扶養手当)、1 3 条(住居手当)、1 7 条(期末、勤勉手当)を適用する。

### (支給日)

第 4 条 理事長の報酬は、給与・退職金規程(新)の 6 章(給与の計算及び支給方法)に準じ支給する。

### (旅費)

第 5 条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、社会福祉法人鳥取こども学園旅費規程により支給する。

### (改廃)

第 6 条 この規程の制定、改廃は評議員会の決議をもって行う。

### 付 則

この規程は平成 2 9 年 6 月 2 2 日から施行する。